

鎌倉市交通計画検討委員会専門部会

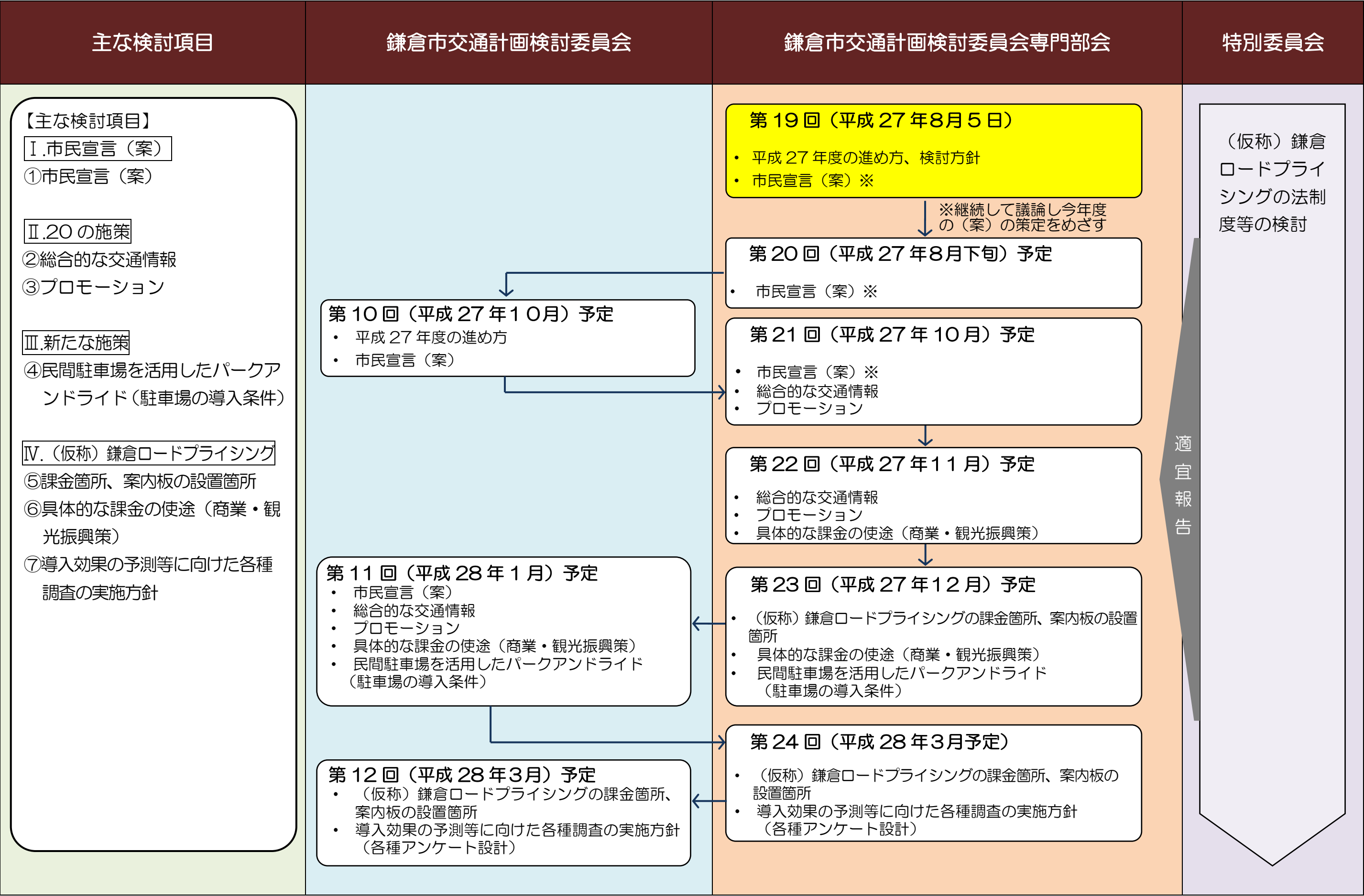
【第19回】

(目次)

1. 平成27年度の進め方(案)	1
2. 平成27年度検討委員会・専門部会の検討方針.....	2
1) 検討体制.....	2
2) 主な議題.....	2
3) 主な論点.....	4
3. 市民宣言(案)について.....	5
1) 市民宣言(案)の進め方.....	5
2) 他市の事例紹介	7
3) 市民宣言(案)の考え方について.....	11
4) 市民宣言(案)に関する委員からの提案について.....	12

平成27年8月5日(水)

1. 平成27年度の進め方（案）



2. 平成27年度検討委員会・専門部会の検討方針

1) 検討体制

■（仮称）鎌倉ロードプライシングに特化した専門的な課題を議論する「特別委員会」と本委員会の2つの体制で検討を進めます。

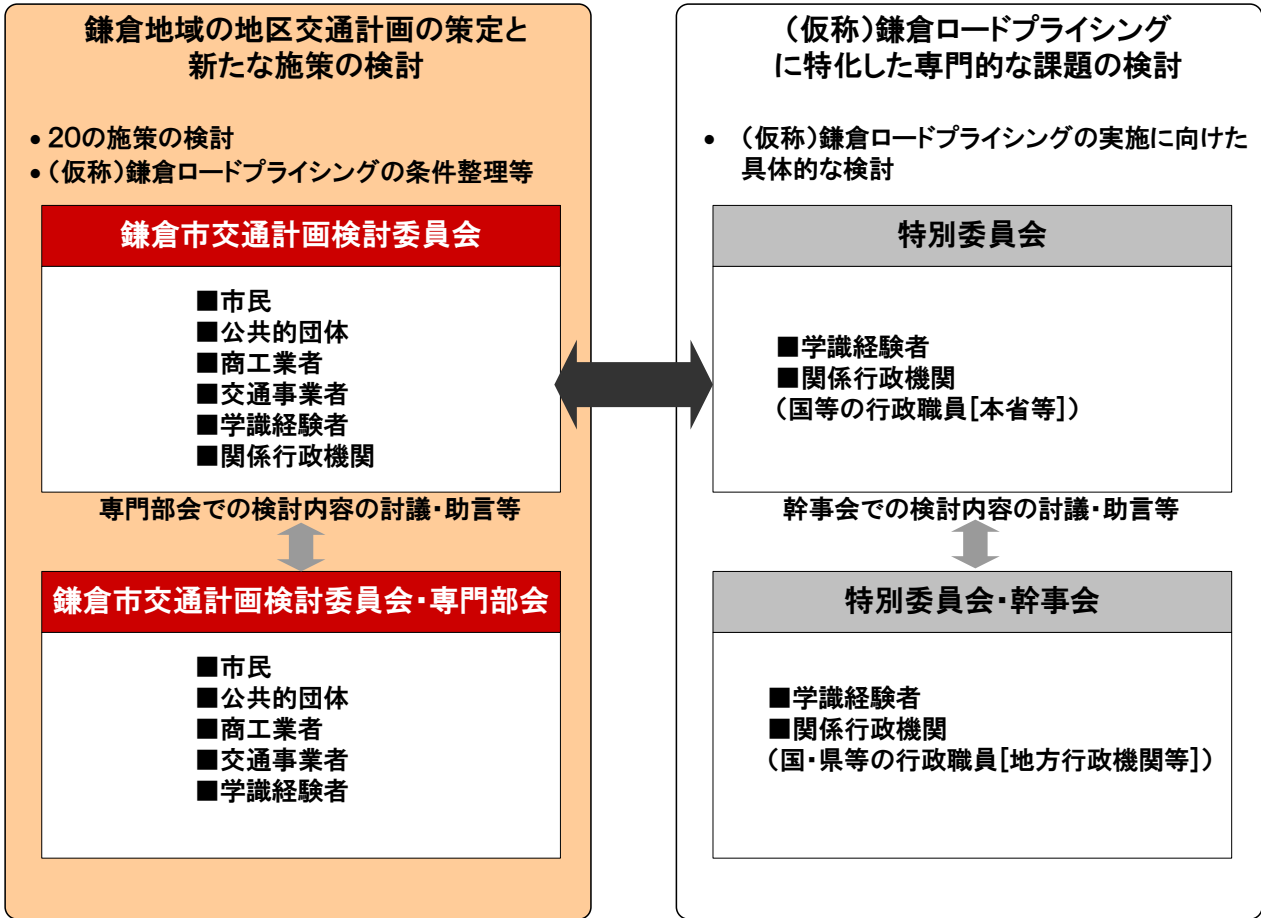


図. 鎌倉市交通計画検討委員会等組織図

2) 主な議題

■検討委員会・専門部会では、「鎌倉地域の地区交通計画策定に向けた中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）で整理した20の施策等の検討課題・検討方針等（2～3頁）を踏まえ、主に次の項目を議論します。

- 市民宣言(案)
- パークアンドライド（民間駐車場の活用）、総合的な交通情報、プロモーション
- （仮称）鎌倉ロードプライシングに関する導入効果の予測等に向けた各種調査の実施方針、具体的な課金の用途等

施策等 (番号は施策番号)	検討課題・検討方針	検討の主体 (○:平成27年度に議論)	
		検討委員会	特別委員会
20 の 施策	①（仮称）鎌倉ロードプライシング	○	○
	②～⑤ パークアンドライド		
	⑥～⑨ シャトルバス		
	⑩バス専用レーン		
	⑫鎌倉フリー環境手形		
	⑫乗合タクシー		
	⑬～⑯ 歩行者尊重道路		
	⑰ゾーンシステム		
	⑱江ノ電踏切と連動した信号処理		
	⑲総合的な交通情報	○	
	⑳プロモーション	○	
	新たな 施策	○	
	パークアンドライド（民間駐車場の活用）		
	新規循環バス「スーバ」		
	地域公共交通の輸送力の増強		

空欄：当面は事務局で検討を進め、検討委員会に報告し必要に応じて次年度以降に議論。
※20の施策は追加、廃止があることから名称については今後検討する。

（仮称）鎌倉ロードプライシング以外の自動車流入規制策の検討課題・検討方針及び検討の主体

施策等	検討課題・検討方針	検討の主体	
		検討委員会	特別委員会
正月三が日並みの交通規制	（仮称）鎌倉ロードプライシングの進捗を踏まえつつ、関係者との合意形成の方法、全国的な周知の方法、実施毎に発生する人員配置等に要する費用の確保及び警察官の配備等の課題への対応を検討する。		
主要な交差点の流入規制 （明石橋、小袋谷、八雲神社前）	（仮称）鎌倉ロードプライシング以外の自動車流入規制策は、今後、正月三が日並みの交通規制を基本に検討する。	—	—
交通渋滞情報の提供	20 の施策の「総合的な交通情報」の中で検討する。	*	*

空欄：当面は事務局で検討を進め、検討委員会に報告し必要に応じて次年度以降に議論、—：これ以上の検討は行わない、*：20 の施策の総合的な交通情報で議論。

（仮称）鎌倉ロードプライシングの検討課題・検討方針及び検討の主体

検討項目	検討課題・検討方針		検討の主体 （○：平成27年度に議論、△：来年度以降に議論）	
			検討委員会	特別委員会
全体事業費の算定	課金システムの機器の大きさを見据えながら、課金箇所、案内板の設置箇所の具体的な位置を検討しつつ、設置費用、運用費用等を検討する。		○ 課金箇所、案内板の設置箇所の具体的な位置	○ 費用等
実施主体	具体的な課金方法等が明らかになった段階で検討する。			△
財源の確保	実施主体が明らかになった段階で国の補助制度等の活用方策を検討する。			△
法的な制度設計	課金するための根拠法令等。	「法定外税」や「特区制度」での課金を検討する。		○
	交通渋滞が発生している周辺市に、（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入が過度に広がらないような仕組み。	具体的な仕組みが明らかになった段階で検討する。		○
	通信技術に関する法的課題。	法的な課題を関係機関と協議・調整する。		○
導入効果の予測	導入効果や課題を検証するための各種実態調査を実施する。		○ 調査設計、アンケート調査票の作成	
適正な課金額	各種実態調査の結果を基礎データとした交通シミュレーション等により検討する。		△	
具体的な課金の使途	（仮称）鎌倉ロードプライシングのシステム運営・管理費用、20 の施策や新たな施策の事業費等を踏まえつつ、商業・観光振興策の具体的な施策を検討する。		○ 商業・観光振興策等の具体策の検討	
具体的な課金方法	メーカーの協力を得ながら、対象車両に応じた具体的な課金システムを検討する。			○
合意形成	鎌倉市が主体的に進める。			
経済効果	交通渋滞の解消に伴う来訪者の増加による経済効果、駐車場経営や来訪者への影響を検証するため、各種実態調査を実施する。		○ 調査設計、アンケート調査票の作成	
社会実験計画	平成29年度の社会実験の実施をめざし検討を進める。		△	△

空欄：当面は事務局で検討を進め、検討委員会に報告し必要に応じて次年度以降に議論

3) 主な論点

【市民宣言（案）】

○市民宣言（案）

- ・ 市民宣言（案）をどのように見直すべきか。
 - 役割・位置づけ
 - 市民への周知の方法
 - 制定の手順
 - 実施時期
 - 主体
 - ネーミング
 - 構成

【20 の施策】

○総合的な交通情報

- ・ 自動車利用の抑制や公共交通への転換を促すため、どのような情報提供が必要か、どのような方法が考えられるか。

【20 の施策】

○プロモーション

- ・ 市民や来訪者に対し、鎌倉地域の交通対策への理解を深めるためには、どのような情報提供が必要か、どのような方法が考えられるか。

【新たな施策】

○民間駐車場を活用したパークアンドライド

- ・ どのような条件を備えた民間駐車場を、パークアンドライド駐車場として位置付ければ良いか。
 - 立地場所
 - 規模
 - 公共交通のサービス水準（乗場までの距離、運行本数等）

【（仮称）鎌倉ロードプライシング】

○課金箇所、案内板の設置箇所

- ・ 鎌倉地域の道路状況から物理的に可能な箇所、観光施設の配置から来訪者が複数課金されない箇所等、適切な課金箇所はどこか。
- ・ 課金箇所を知らせる案内板をどこに設置すべきか。

【（仮称）鎌倉ロードプライシング】

○具体的な課金の使途（商業・観光振興策）

- ・ 来訪者等が（仮称）鎌倉ロードプライシングの効果を実感できる商業・観光振興策として、歩行環境の向上策に加えどのようなことが必要か。

【（仮称）鎌倉ロードプライシング】

○導入効果の予測等に向けた各種調査の実施方針

- ・ （仮称）鎌倉ロードプライシングの実施効果や周辺道路への影響を検証するため、どのような実態調査を実施すれば良いか、市民、来訪者、買物客に対しどのようなアンケートを実施すれば良いか。

3. 市民宣言（案）について

1) 市民宣言（案）の進め方

市民宣言は、交通渋滞の解消に伴う生活環境の改善に向け、鎌倉地域の休日交通の約7割を占める来訪車両に理解と協力を求めるため、市民の自動車利用に対する基本的な姿勢を示したものである。休日の鎌倉地域において、現在の自動車利用のままでは、市民生活の改善を図ることが困難であることから、先ず市民自らができる自動車利用の自粛の精神を示したものです。

鎌倉地区交通市民宣言(案) 平成8年

- (1) 自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり
- (2) 歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり
- (3) 活力とにぎわいのある歩いて楽しい古都かまぐらの観光地づくり

上記の計画目標を実現するためには、市民自身のこれまでの自動車交通に関する考え方や利用の方法を根底から見直す必要があります。そこで、本計画の精神を「鎌倉地区交通市民宣言（案）」としてまとめ、表明することしました。

ロードプライシングの実施により鎌倉地域内の移動しやすさが向上しても、市民の自動車利用が増加しないよう宣言（行動の目標）

鎌倉地区交通 市民宣言（案）

私たち鎌倉市民は、自らの自動車利用を自粛し、徒歩と公共交通を中心とする交通環境を創り、古都鎌倉の歴史的遺産や風土を活かした新しい街づくりを進めることを宣言します。

その実現に向けては地区で働く人達や遠来の顧客とともに手を携えて進めます。

私たち鎌倉市民は、
「歩いて楽しい街」、
「静かできれいな街」、
「子供や高齢者にやさしい街」、
「電車やバスが利用しやすい街」、そして
「市民と遠来の顧客が共生しやすい街」をつくりま

す。
私たち鎌倉市民は、この宣言の精神が湘南地域へそして全国に広まることを願います。

平成〇年〇月
鎌倉市

鎌倉地域の目指す交通環境を提示

- 市民宣言（案）について、これまで第17回専門部会（平成26年12月18日）、第18回専門部会（平成27年3月3日）で議論しました。第18回専門部会では委員からの提案を基に議論しましたが、案の策定には至らなかったことから、継続して議論を進めます。
- これまでの専門部会での意見は主に次のとおりです。

①実施時期

- 市民宣言はいつ行うのか
- （仮称）鎌倉ロードプライシングと同時期か

②実施主体

- 鎌倉地域を対象に行うのか
- 全市民を対象に行うのか

③実施手順

- 市民から意見を聞いた上で議会等での承認が必要ではないか

④具体的な文言 等

- そこで、鎌倉市の市民憲章や平和都市宣言、他都市で行っている交通やまちづくりに関する憲章を整理しつつ、市民宣言（案）の基本的な考え方や名称について整理し、委員からの提案のあった内容※を踏まえ、具体的な文言等を検討します。
- 市民宣言（案）は、議案の可決をめざし検討を進めます。

※）第18回専門部会（H27年3月3日） 資料-3

鎌倉市民憲章（制定昭和 48 年 11 月 3 日）

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。

1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。

1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。

1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。

1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

市民有志の皆さんの請願等を市議会が全会一致で採択し、市が宣言したものです。本市の平和事業は、すべてこの平和都市宣言と鎌倉市民憲章の精神に基づいています。

制定の経過

昭和 47 年 5 月 15 日：正木市長が広報かまくらで市民憲章制定の主旨を表明

昭和 47 年 6 月 1 日

～7 月 31 日：広報、掲示板へのポスター掲出で市民憲章文案を公募
（応募件数 72 件佳作 5 点選出）

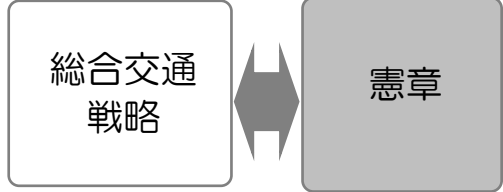
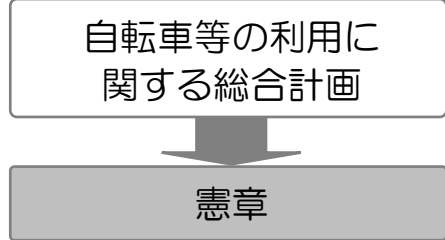
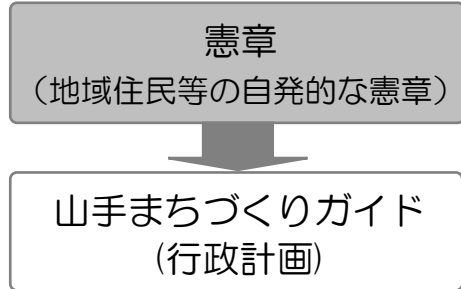
昭和 47 年 10 月 28 日：市民憲章起草委員委嘱

昭和 48 年 10 月 9 日：市議会総務常任委員会で全員一致で原案可決

昭和 48 年 10 月 11 日：市議会本会議全会一致で原案可決

昭和 48 年 11 月 3 日：鎌倉市民憲章制定（式典開催）

2) 他市の事例紹介

名 称	主 体	制定の経緯等	関連計画との関係	構 成	資料頁
「歩くまち・京都」 憲章 (H22.1.23 制定)	京都市	- 交通政策のマスタートプラン「歩くまち・京都」の総合交通戦略の策定の中で、具体的な施策を行う場合において、「歩くまち」に立ち返ることが重要であると考え「歩くまち・京都」憲章を制定 - 憲章の策定に向け以下を実施 ➤ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の審議会や検討部会での様々な議論 ➤ 14,700 人を対象とした市民アンケート調査結果 ➤ 約 400 人の市民が参加したシンポジウムでの草稿案の提示 ➤ パブリックコメントの実施		○前文 ○目標 ○目標達成に向けた行動規範	8～9 頁
世田谷区民自転車利用 憲章 (H24.4.1 制定)	東京都世田谷区	「自転車等の利用に関する総合計画」の実施を促すための啓発活動として憲章を制定 - 憲章の策定に向け以下を実施 ➤ 自転車等の利用に関する総合計画（H23.4）に基づき、自転車等駐車対策協議会および同協議会内に設置した憲章制定小委員会で検討 ➤ 区民意見募集		○前文 ○目標 ○目標達成に向けた具体的な行動	10 頁
山手まちづくり憲章 (H10.9)	山手地域に住む者・働く者・学ぶ者一同	- 山手地区は、横浜市が景観保全や眺望の確保を図るため用途地域、風致地区条例等の都市計画法により、秩序あるまちづくりを誘導 - また、地域住民や学校等の法人も協力して自発的な「山手まちづくり憲章」を策定 - その後、「山手まちづくり憲章」をより具体的にするため、住民の発案による「山手町地区地区計画」を提案し条例化 - 住民の意思で「山手まちづくり協定」を作成し、住民の間で協定を締結して行政と連携したまちづくりを実施		○前文 ○目標 ○目標達成に向けた各主体の役割	10 頁

①「歩くまち・京都」憲章の制定について

制定の経緯

（「歩くまち・京都」総合交通戦略）

- ・ 京都市では、平成 20 年 7 月に「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会、検討部会を設置。
- ・ その後、審議会及び検討部会が 23 回開催され、平成 21 年 12 月 24 日に審議会から答申が提出され、平成 22 年 1 月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定。

（「歩くまち・京都」憲章）

- ・ 平成 20 年度に 14,700 人を対象として実施した市民アンケートにおいて、大多数の市民が、まず「歩行者」を優先することが不可欠であり、過度なクルマ利用を抑えることが重要であるという認識を確認。
- ・ 「歩くまち・京都」の実現を目指すため、都心部の交通のあり方、歩行環境のあり方、道路空間の使い方、公共交通のあり方などの基本的な考え方を明らかにし、具体的な施策を行う場合においても、それに常に立ち返ることが重要。
- ・ 審議会や検討部会での様々な議論や、市民アンケート、そして更に約 400 人の市民が参加した「歩くまち・京都」総合交通戦略シンポジウムにおいて草稿案を提示、パブリックコメントを実施した結果、多くの賛同が得られた。
- ・ それらの意見に基づき審議会や検討部会で議論を重ね、「歩くまち・京都」憲章をとりまとめた。

以上、京都市ホームページから入手した資料を整理



「歩くまち・京都」憲章

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました。そして、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。しかし、クルマを中心とする生活が急激に進展する時代の中で、こうしたまちの魅力が損なわれています。

京都にふさわしい移動の方法は、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉であり、歩くことこそは健康や環境にも望ましいものです。

このような認識のもと、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとりは、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- 1 だれもが歩いて出かけたい道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
- 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

(平成 22 年 1 月 23 日制定)

憲章の意義

- この憲章は、すべての京都市民の皆様及び京都を訪れる観光客の皆様など、京都市に関わるすべての人々の共通理念・指針を示すものです。
- この憲章は、外部から強制される法規ではなく、京都市に関わる人々の、京都を愛する心から生じた共通の行動規範です。
- この憲章は、すべての京都市民の皆様と共有し、後世に伝え、世界に発信する決意です。

平成 22 年 1 月 京都市



出典：京都市ホームページ

「歩くまち・京都」憲章 ～人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指して～

- ◆ わたくしたちの京都は、長い歴史の中で、先人から受け継いだ歴史、伝統を守り育てながら、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。
- ◆ ところが、みちはいつしか歩く人々のためではなく、クルマのために使われるようになり、真っ黒なアスファルトに覆われ、ゆっくりと歩くことも、ゆっくりと立ち話をすることも、そして子ども達が夢中で辻遊びをすることも、いずれも著しく難しいものとなってしまいました。
- ◆ その結果、京都のまちの至る所に見られた“まちの賑わい”が少しずつ失われ、長い歴史の中で培われてきた町家が立ち並びたたずまいや魅力が、損なわれています。



- ◆ 京都のまちにふさわしい移動の方法は、様々な問題を抱えるクルマではなく、自分の力で、時に人の助けを借りながら人々が“歩く”という移動、そして、バスや鉄道などの公共交通や、車椅子やベビーカーを利用する人々の移動です。



- ◆ 歩く人々がいるからこそ、まちに“賑わい”が訪れ、そのまちの商業に活気が宿り、人と人の様々な交流が生まれます。
- ◆ 人々がクルマの中という、まちと遮断されてしまった“プライベートな小さな空間”に固執する限り、奥深い京都の魅力に触れることも共有することもできません。
- ◆ 歩くことを中心とした暮らしこそが、健康と環境、そして、京都のまちにとって望ましいものです。



- ◆ みちの使い方や、公共交通のネットワークなどを含めた交通のあり方全般を、“歩くこと”を中心としたものに大きく展開し、世界の模範となるような「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するために、



「歩くまち・京都」憲章を定めることとしました。



- ◆ 「人が主役の魅力あるまちづくり」とは、現代の物質文明のあり方を見直し、機械や商業ではなく“人”が主役のまちを目指すという想いが込められています。

3つの行動規範

わたしたちの京都では、市民一人ひとりとは、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

- ❖ “歩く”ことを楽しむライフスタイルを、京都のまちに暮らす市民一人ひとりが享受するという決意です。
- ◆ 歩くことは健康な身体づくりの第一歩として大切な役割を担っています。
- ◆ 歩くことは他の移動手段よりも静かで、空気や水を汚さない人と地球環境にやさしい理想的な移動手段です。
- ◆ 歩くことは移動そのものを“楽しみ”にする活動です。歩くことによって地域の人々との会話が生まれ、歴史的史跡と出会い、四季のうつろいを愛でることができます。

そして、市民と行政が一体となって、

- 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。

- ❖ 京都の歴史的なまち並みとまちの賑わいを後世に伝えるためのまちづくりのあり方とそのための交通政策を推進する決意です。
- ◆ 安心して快適に歩くことができる歩行空間を確保した上で、憩いの場となるような施設、そして、自転車移動を安全で快適にするための走行空間や駐輪スペースを確保します。
- ◆ だれもが歩いて出かけたくなるような、より快適で利便性の高い公共交通を整え、ネットワークを充実させます。
- ◆ 適切な規制や適切な開発によって京都の歴史的なまち並みを守り続け、人々が集まりたくなる施設を整え、伝統的な祭りを継承するとともに京都にふさわしい新しい文化を創造します。

- 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

- ❖ 京都を訪れるすべての人々に京都の歴史と伝統をより深く味わっていただくために、出迎えるわたしたちの心構えです。
- ◆ 京都は年間 5,000 万人以上が訪れる日本を代表する観光都市です。京都には歩いて巡ることで初めて発見できる伝統に育まれた文化、史跡などの奥深い魅力が点在しています。
- ◆ 先人たちが残してきたこのような魅力を将来の世代に引き継ぐとともに、世界の人々へ発信することは、われわれ京都市民の責務です。

出典：京都市ホームページ

②世田谷区民自転車利用憲章の制定について 制定の経緯

- ・ 自転車等の利用に関する総合計画に基づき、自転車等駐車対策協議会および同協議会内に設置した憲章制定小委員会で検討を重ね、区民意見募集などの意見も踏まえ、世田谷区民自転車利用憲章を制定。

世田谷区民自転車利用憲章

自転車は、環境に優しく健康にも良い、手軽で身近な交通手段です。

私たちは、自転車の事故をなくし、誰もが安全、安心して楽しく行き交う豊かな地域社会の実現を目指します。

私たちは、思いやりの精神と譲り合う心に基づき、ルールを守り、マナーの向上に努め、ゆとりと節度ある自転車利用を実践することを宣言し、ここに区民共通の行動規範として、世田谷区民自転車利用憲章を定めます。

- ー 私たちは ルールを学び 正しく 自転車に乗ります
- ー 私たちは マナーを守り 優しく 自転車に乗ります
- ー 私たちは ゆとりの心で 楽しく 自転車に乗ります

平成 24 年 4 月 1 日

世田谷区

資料：世田谷区ホームページ

※同様のものを大和市でも制定「やまと自転車憲章」

③山手まちづくり憲章の制定について

山手まちづくり憲章

1. はじめに

山手は、近代日本の夜明けに居留外国人によってつくられた町並みと自然環境が調和した住宅・文教地区です。また、港や横浜の眺望に恵まれ多くの人々が訪れる印象深いまちです。私達はさらにこの優れた環境と歴史的遺産・遺構を活かした魅力あるまちづくりを進めるために、ここに『山手まちづくり憲章』を定めます。

2. まちづくりの目標

私達は山手らしい魅力あるまちづくりを進めるために次のことに努めます。

- (1) 緑のまち『山手』を形成する自然環境を守り育てます。
- (2) 歴史にぎざまれた文化遺産を守り後世に伝えます。
- (3) 住んでいる人も、訪れる人も、共に歩いて楽しめる『まち』をつくります。
- (4) 住宅地を中心とした山手にふさわしい優れた町並みと、清潔で安全な『まち』を維持してゆきます。
- (5) お互いのふれあいと連帯意識を深め、また、行政とのパートナーシップによりまちづくりを進めます。

3. 目標を達成するためには

これらの目標を達成するためには、この地域にかかわる人々がお互いに協調し、それぞれの役割を果たす必要があります。

- (1) 住んでいる人の役割 人が良い環境をつくり、良い環境が人を育てます。そのためには住民一人一人の環境に対する自覚と関心が必要です。地域住民相互の協力と合意のもとに、住みよい山手のまちづくりを目指します。
- (2) はたらく人の役割 この地域で働く人は、地域社会の一員としてその事業活動を通じて、地域住民との信頼関係を深め、魅力ある山手のまちづくりを目指して、山手地域の環境形成に努めます。
- (3) 学ぶ人の役割 この地域で学ぶ人は、山手の歴史ある環境から多くを習得し、様々な文化・地域活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めます。
- (4) 訪れる人の役割 この地域を訪れる人は、山手地域が基本的に住宅・文教地区であることを理解し、交通ルールを守りまちの美化に協力し、自らも山手の環境保全に努めるものとしします。
- (5) 行政等の役割 区・市等は、住民とのパートナーシップに則り、このまちづくり憲章を尊重し、まちづくりの先導的な役割を果たすものとしします。

山手地域に住む者・働く者・学ぶ者一同 平成 10 年 9 月

資料：横浜市ホームページ

3) 市民宣言（案）の考え方について

これまでの議論を踏まえ、市民宣言（案）の考え方や要議論すべき内容を以下に整理しました。これを基に、具体的な文言等を検討します。

(イ)役割・位置づけ

- ・ 鎌倉地域の交通渋滞は、来訪車両の生活道路への侵入やバスの定時性・速達性の低下、緊急車両の遅れなど、市民生活に悪影響を及ぼしている。
- ・ その抜本的な対応策として、自動車利用の抑制策（〔仮称〕鎌倉ロードプライシング）を実施し、来訪車両の公共交通への転換協力を促す。
- ・ 来訪者の協力を促すためには、鎌倉地域の休日交通量の約3割※を占める鎌倉地域内の自家用車や営業車両の協力が不可欠である。

※) 平成8年11月3日のナンバープレート調査、オーナーインタビュー調査に基づく推定

- ・ 市民と来訪者が協力して、鎌倉地域の自動車の使い方を見直すため、**市民等の精神を来訪者に広くアピールすることが必要です。**
- ・ **鎌倉市で定めている「鎌倉市民憲章」や「平和都市宣言」と同じように議案の可決**をめざします。
- ・ 事務局としては、議会で議案として委員会に諮り可決することにより、正式な「**憲章**」を制定することが望ましいと考えます。

(ロ)市民への周知の方法

- ・ 市民宣言（案）の制定に向けては、**市民アンケート及びパブリックコメント等を実施し、広く市民から意見を聴取しながら合意形成を進めることが重要**であると考えます。

(ハ)制定の手順（委員からの発言内容を整理）

- ① 市長が提案して議案の可決
- ② 議員が提案して議案の可決
- ③ 市民からの請願等により議案の可決

平和都市宣言は市民からの請願等であり、盛り上がりを考えるのならば、市民から出してそれを全会一致で可決するのが一番望ましいと考えます。

基本的には、「**①市長が提案して議案の可決**」での制定が想定されます。

(ニ)実施時期

①宣言先行型

市民自ら自動車の使い方を見直しているが、交通渋滞が解消されないため、来訪者の自動車利用の抑制策が必要です。

②宣言並列型

鎌倉地域に流入する自動車を抑制するため、（仮称）鎌倉ロードプライシングを実施し来訪車両の公共交通への転換協力を促すとともに、市民が自動車の使い方を見直すことが必要です。

（仮称）鎌倉ロードプライシングと市民の自動車の使い方を見直すことは両輪であると考えています。このため、市民宣言の時期は、**（仮称）鎌倉ロードプライシングに合わせて行います**（②宣言並列型）

(ホ)主体

鎌倉地域の幹線道路は鎌倉地域を中心に放射状に配置されているため、鎌倉地域の交通渋滞の影響は、全市的に広がる特性を有している。

- ・ 鎌倉地域の市民生活の改善は、「鎌倉地域を訪れる際はできるだけ公共交通を利用する」という精神を、鎌倉地域以外の市民を含め全市民が共有し、全市的に取り組むことが必要です。
- ・ 現行の市民宣言（案）の役割、構成を踏襲する場合は、市民に限定した記述の方が分かりやすいと考えます。（市民宣言＝市民が主体的に取り組む精神）
- ・ ただしその場合、本来「だれが」宣言するのか？また「鎌倉市」を主体に加える場合、公共交通の利便性や歩行環境の向上等に対する精神を盛り込むことが必要です。

市民宣言（案）の主体は、「**全市民**」又は「**全市民+鎌倉市**」どちらが適切か？

(ヘ)ネーミング

- ・ ネーミングは、実施の主体と宣言の精神が分かりやすいことが重要です。

「**歩いて楽しく、人にやさしいまち**」憲章(案) 事務局からの提案

「**歩いて、楽しむ・鎌倉地域**」市民宣言(案) 委員からの提案

変更する場合、どのような**ネーミング**が良いか？

(ト)構成

＜現行の市民宣言（案）の構成＞

市民が実施すべき行動の変化（自動車利用を自粛する）⇒精神

来訪者に期待する行動の変化（自動車利用の自粛を促す）

上記の効果として期待される鎌倉地域の交通環境

市民宣言（案）の市民等の精神を広くアピールする役割を踏まえ、**構成はこれまで通りとします。**

4) 市民宣言（案）に関する委員からの提案について

【たたき台1】

鎌倉地区交通 市民宣言（案）の見直し

平成8年に策定した「鎌倉地域の地区交通計画に関する提言」に謳われている計画目標を実現するためには、市民自身のこれまでの自動車交通に関する考え方や利用の方法を根底から見直す必要がある。

そこで、本計画の精神を以下に「鎌倉地区交通 市民宣言（案）」としてまとめ、ここに表明することとした。

鎌倉地区交通 市民宣言（案）

私たち鎌倉市民は、鎌倉地域の交通に際して、自らの自動車利用を自粛し、徒歩と公共交通を中心とする交通環境を創り、古都鎌倉の歴史的遺産や風土を活かした新しいまちづくりを進めることを宣言します。

その実現に向けて私たち鎌倉市民は、鎌倉地域の交通に関わりのある多くの人達の理解を得て、ともに手を携えて進めます。

私たち鎌倉市民は

- 1. 歩いて楽しいまち
- 1. 静かできれいなまち
- 1. 子供や高齢者にやさしいまち
- 1. 電車やバスが利用しやすいまち
- 1. 市民と来訪者が共存しやすいまち

私たち鎌倉市民は、この宣言の精神が湘南地域へ、そして全国に広まることを願います。

平成〇年〇月

鎌 倉 市

（作成委員の説明）

- 原案ではマイカーを自粛する対象範囲が鎌倉市全域に受け取れるため、自粛範囲を特定した方が良いと考え、「鎌倉地域の交通に際して」という一文を挿入した。
- 原案ではその実現に向けては、通過交通については触れていないが、通過交通の協力が欠かせないので、「鎌倉地域の交通に関わりのある、多くの人たちの理解を得て」に変更した。
- 「町」⇒「まち」、「遠来の顧客」⇒「来訪者」、「共生」⇒「共存」に変更した。

【たたき台 2】

「歩いて、楽しむ・鎌倉地域」 市民宣言（案）

私たち鎌倉市民と行政は、古都鎌倉の歴史的・文化的遺産を保存し、恵まれつつも特異性を持つ風土を保全して、次代に継承すべく努めてきました。

同時に、悪化する交通環境と闘ってきました。中でも、鎌倉地域は特有の都市構造により、前述の自然的・歴史的環境の保全と道路整備の両立が難しい状態にあり、地域住民の生活を脅かす事態に至っています。加えて、同地域の観光特異性がそれに輪をかけています。

ここに私たちは、鎌倉地域の交通に際して、自らの自動車利用を自粛し、徒歩と公共交通を中心とする交通環境を創り、古都鎌倉の歴史的遺産や風土を活かした新しいまちづくりを進めることを宣言します。

その実現に向けて、以下の事項を掲げ、鎌倉地域の交通に関わりのある多くの人達の理解を得て、ともに手を携えて進めます。

1. 歩いて楽しいまち、賑わいと活力のあるまち
1. 人と環境にやさしいまち
1. 子供や高齢者にやさしい、安全・安心なまち
1. 電車やバスの利用がしやすく、移動に便利なまち
1. 市民と来訪者が共存でき、楽しく触れ合えるまち

私たちは、この宣言の精神が湘南地域へ、そして全国に広まることを願います。

平成○年○月○日

鎌 倉 市

（作成委員の説明）

- ・ 市民宣言を実践するための施策の1つとして、（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現化があると考えている。
- ・ 表題は市民宣言の精神が一文で分かるようにする。
- ・ 行政と市民が一体となって取り組む必要があるので行政を加えた。
- ・ 対象地域を明確にするため「鎌倉地域の交通に際しては」を挿入した。

（主な意見） ※関連箇所を赤字で表記

- ・ 「鎌倉の歴史的・文化的遺産を保存して、それを次代に継承する」は必要である。
- ・ 「同時に悪化する交通環境と戦ってきた」は、それだけ大変であることを伝えるという意味で良い。
- ・ 鎌倉地域を対象に市民宣言を出す理由が明確に示されている。
- ・ 目的があって市民宣言（案）を改定するので、具体的な理由があった方が分かりやすい。